

県外向け広報番組制作・放送等委託業務 企画提案募集要領

県外向け広報番組制作・放送等委託業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 県外向け広報番組制作・放送等委託業務
- 2 業務内容 別紙1「県外向け広報番組の制作・放送等に関する業務仕様書」のとおり
- 3 契約期間 契約日から令和3年3月31日まで

第2 事業費（委託上限額）

金24,515,000円（消費税・地方消費税を含む。）
ただし、上限額での契約を保証するものではない。

第3 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
 - (4) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。
また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については代表者との委託契約（宮城県との関係において再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 スケジュール（予定を含む。）

- | | | |
|---|-----------------------|---------------|
| 1 | 企画提案募集開始 | 令和元年12月24日（火） |
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和2年 1月 9日（木） |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和2年 1月16日（木） |
| 4 | 企画提案参加申込及び企画提案書提出期限 | 令和2年 1月27日（月） |
| 5 | 〔5者を超える場合〕企画提案書の第一次選考 | 令和2年 1月31日（金） |
| 6 | 〔5者を超える場合〕第一次選考結果の通知 | 令和2年 2月 7日（金） |
| 7 | 企画提案書の第二次選考 | 令和2年 2月13日（木） |
| 8 | 審査結果の通知 | 令和2年 2月中旬 |

第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
 - (1) 受付期限 令和2年1月9日(木)午後3時まで(必着)
 - (2) 提出方法
指定様式(様式第1号)を用いて、第10の問い合わせ先に電子メールにより提出すること。なお、電話等の口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
 - (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和2年1月16日(木)までに宮城県総務部広報課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- 2 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出
 - (1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号)	1部
ロ 宣誓書(様式第3号)	1部
ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)	10部

(官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば合わせて提出すること。)

ニ 会社の概要が分かるもの(任意様式)	10部
ホ 企画提案書(任意様式)	10部

(A4判片面印刷、表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷可)
企画提案書は、別紙2「企画提案書の構成」により作成すること。
 - (2) 提出期限 令和2年1月27日(月)午後3時まで(必着)
 - (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
 - (4) 提出先 第10の問い合わせ先

第6 業務委託候補者の選定

- 1 業務委託候補者の選定方法
県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を委託候補者として選定する。
また、提案者が5者を超えた場合は、第二次選定に先立ち、第一次選定を実施し、上位5者を選定する。
- 2 第一次選定(書類審査)
 - (1) 実施日 令和2年1月31日(金)
 - (2) 実施方法
書類審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。
 - (3) 選定結果の通知
審査終了後は、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- 3 第二次選定(プレゼンテーション審査)
 - (1) 実施日 令和2年2月13日(木)※実施時間は別途定める。
 - (2) 実施会場 宮城県庁内(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)※別途定める。
 - (3) 実施方法

イ 出席者は1提案につき3名以内とする。
ロ 1応募者あたりの持ち時間は25分以内(説明15分以内、質疑応答10

分以内)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選定結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての第二次選定参加者に審査結果を通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

第7 評価基準・配点

評価項目及び評価の視点並びに配点(合計50点)は別紙3「審査表(評価基準及び配点)」のとおりとする。

第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

(2) 本募集要領に従っていない場合

(3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

(6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願(様式第4号)を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様の扱いとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された企画提案は原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非公開部分を除き、開示することがある。
- (4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属することとする。
- (6) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめることがある。
- (7) 本公募型プロポーザル方式の選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。
- (8) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議する。

第10 提出, 問い合わせ先

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。

宮城県総務部広報課広報班 担当：千葉，菊地

〒980-8570 仙台青葉区本町3丁目8-1（宮城県行政庁舎3階）

TEL：022(211)2283 FAX：022(263)3780

電子メール：kohokh@pref.miyagi.lg.jp

県外向け広報番組制作・放送等委託業務 仕様書

第 1 委託業務の名称

県外向け広報番組制作・放送等委託業務

第 2 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

第 3 業務の目的

宮城県の魅力を全国へ発信するため、県外に向けて本県の観光資源や食材・物産、移住情報等を広く P R することを目的とする。

また、東日本大震災から 9 年以上が経過した現在の復興状況を県外に伝えることで、震災の風化防止に努めることを目的とする。

第 4 委託業務の内容

県外向けの広報番組を制作し、放送すること。

2, 3 については下記記載以上の提案も可とする。

1 放送局

無料の全国放送

2 放送時間

平日の午後 6 時から午前 0 時まで又は土日の正午から午前 0 時までのうち 5 分間程度とする。(地上波特 B タイム程度以上)

3 放送回数及び期間

放送回数は 5 1 回 (週 1 回程度) とする。

期間は原則令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月とする。ただし、放送期間は両者協議の上、決定する。

全体の放送回の 4 割 (2 0 回) 未満であれば、再放送も可とする。

なお、契約日以前に撮影した映像等資料を使用することも可能とする。

4 想定する視聴者層

旅行・食に興味のある層 (企画提案時にはさらに詳細を設定し提案すること)

5 番組内容等

(1) 宮城県の観光や物産、震災復興・伝承の状況等を伝える番組とすること。

(2) テーマ設定に当たっては、県が提示するテーマ案に配慮して設定するほか、「季節」や「旬」を考慮したテーマを入れるように工夫する。

(3) 現地取材をメインとした番組構成とすること。

(4) 視聴者に「宮城に行ってみよう」「宮城のものを買ってみよう」と思わせるような番組構成とし、視聴後の行動につなげるような工夫をすること。

6 留意事項

- (1) 放送された番組をインターネットへ掲載する（ダイジェスト版等掲載の形式は問わない）こと。
- (2) 各種イベントで放送できるようにするなど二次利用を可能とすること。
- (3) 番組の効果をより高めることができるよう、ホームページ等の活用，番組宣伝の方法，番組グッズ作成，メディアミックス等について工夫をすること。
- (4) 字幕放送や平易な言葉遣い等，障害のある方に配慮すること。

7 独自提案

テレビ以外の媒体を活用し，若年層に対して本県の観光資源や食材・物産，移住情報等を広くPRするための独自提案を行うこと。

8 効果測定と評価

- (1) 視聴世帯数約20万世帯（平成31年度実績）以上を目指すこと。
- (2) 視聴者アンケート等適切な効果測定を実施し，効果の評価を行うこと。

企画提案書の構成

企画提案書は、次の1から3までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

- 1 表紙
委託業務名、事業名、住所、代表名、担当者（所属、職、氏名）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載すること。
- 2 目次
本文の項目及びページ番号を記載すること。
- 3 本文
 - (1) 編成案
 - イ 放送局
 - ロ 放送曜日及び時間帯（実放送時間帯）
 - ハ 上記（イ、ロ）を選定した理由と想定されるターゲット
 - ニ 上記（イ、ロ）の参考視聴率（接触率）又はこれに代わるデータ
 - ホ 上記（イ、ロ）の前後の番組について、その名称、内容及び視聴率（接触率）又はこれに代わるデータ
 - ヘ 目標視聴率（接触率）及び目標視聴世帯数
 - ト 放送期間及び放送頻度
 - (2) 企画構成案
 - イ 番組コンセプトとタイトル案
 - ロ 企画構成（1回の放送開始から終了までのフローと時間配分等）
 - ハ 出演予定者及びプロフィール
 - ニ 視聴者への情報伝達上のポイントと工夫
 - (3) 各放送回の想定テーマ（10月～12月までの1クール分）
 - (1) -ハの興味を引くように選定すること。
 - (4) 構成試作案（(3)の想定テーマから1つを選択）
 - (5) 事項
 - イ 障害のある方への対応策
 - ロ インターネットへの掲載方法
 - ハ 二次利用案
 - ニ 視聴者の獲得及び番組効果を高める工夫
 - (6) 独自提案
若年層に訴求するために適当と考える媒体及び手段
 - (7) 実施体制、効果測定
 - イ 人員やスケジュールの詳細
 - ロ 効果測定の方法等
 - (8) その他
本業務における提案者の強み
 - (9) 同種・類似業務の受託実績の詳細
 - (10) 参考見積
 - イ テレビ番組、独自提案と区分して記載し、独自提案は総額に含めること。
 - ロ テレビ番組は電波料と制作費に分け、消費税額は別に記載すること。
 - ハ 制作費は、人件費・取材費・機材設備費等の内訳を記載すること。

審査表(評価基準及び配点)

1 評価方法

- (1) 事項毎に5段階評価を行う。(1悪い、2あまり良くない、3十分、4良い、5とても良い)
- (2) 各委員の合計評価点の平均が満点の6割以上を超える提案者の中から、各委員が付けた順位の合計により優劣を判断する。

2 評価項目及び評価の視点

評価項目		評価の視点	配点
(1) 企画内容	イ 放送条件等	<ul style="list-style-type: none"> 十分な視聴者を想定できる放送時間帯か。 前後枠から視聴者の流入が期待できるか。 放送頻度や回数は的確か。 その枠で想定されるターゲットは県の魅力を発信する対象として適切か。 	5
	ロ コンセプト, 構成	<ul style="list-style-type: none"> 県外に向けて魅力的に広報できるコンセプトか。 番組の構成, 演出は魅力的か。 視聴者が宮城県を訪れる, 県産品を購入する, 移住をするなど視聴後の行動を促すような情報提供となっているか。 	15
	ハ 二次利用等の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 二次利用案, その他工夫により多くの人々が番組に触れられるか。 障害のある方への配慮が十分されているか。 	10
	ニ 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> テレビ広報との相乗効果が見込まれる提案か。 テレビ広報とあわせたストーリー展開があるか。 若年層が県外向け広報に接するための魅力的な工夫がされているか。 	5
(2) 事業実行力	イ 実施体制, 効果測定	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施体制が明確かつ適正で, スケジュールが適切に設定され, 事業を確実に実施できるか。 効果測定の方法と成果指標は適切か。 その他, 業務遂行における強みがあるか。 	10
	ロ 過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去の類似業務は実績はあるか。(受託数, 内容, 質, 効果) 	5

(50点満点)